

令和8年度(2026年度) 危険物取扱者保安講習開催案内〔会場開催〕

埼玉県
(公社)埼玉県危険物安全協会連合会

消防法第13条の23の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次により実施します。

1. 受講対象者

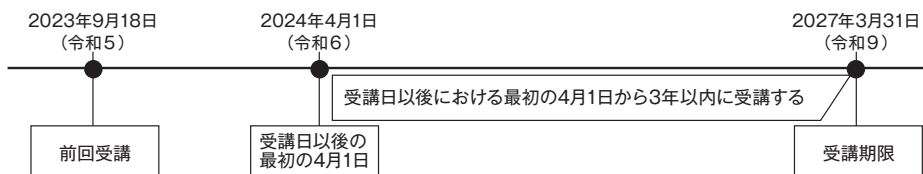
「危険物取扱者免状」を所持し、現に危険物施設で危険物の取扱作業に従事している方は規定の期間内に危険物保安講習を受講しなければなりません。受講対象者がこの講習を受講しない場合は、消防法第13条の2第5項の規定により免状の返納を命ぜられる事があります。

2. 危険物取扱者保安講習の受講時期

危険物の取扱作業の従事状況によって時期が異なりますので注意が必要です。

(1) 継続して危険物の取扱作業に従事している場合

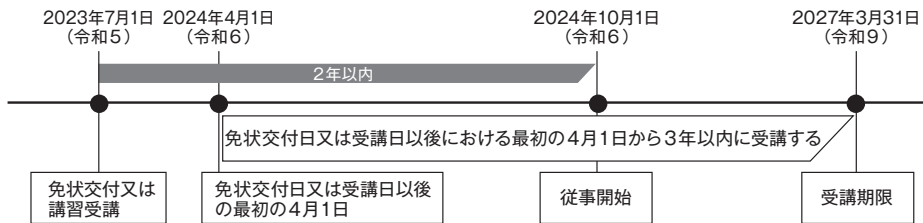
受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。



(2) 新たに危険物の取扱作業に従事することになった場合

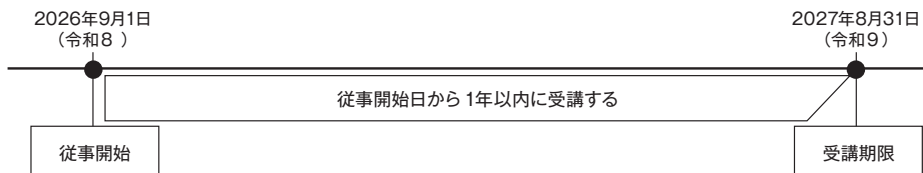
① 従事開始日前2年以内に免状の交付又は講習を受講している場合

免状交付日又は受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。



② 新たに危険物の取扱作業に従事する方で、上記以外の場合

従事開始日から1年以内に受講する。



(3) 危険物の取扱作業に従事しなくなった場合又は従事していない場合

法令上、受講の義務はありませんが、希望者は受講することができます。

講習に関する問い合わせ先

- 埼玉県危機管理防災部消防課 TEL 048-830-8161
- 県内各防火安全協会・危険物安全協会等 (3ページ7.の各地区協会参照)
- (公社)埼玉県危険物安全協会連合会 (埼玉連) TEL 048-834-7784
〒330-0074 FAX 048-834-7785
さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階

埼玉連

検索

ホームページ <https://www.saikiren2007.or.jp/>

3. 講習日及び講習会場

講習種別	講習日	講習会場	会場定員	申請場所及び申請受付期間	
				埼玉県電子申請・届出サービスからの申請	各地区協会窓口での申請
給油取扱所	6月17日(水)	埼玉会館 小ホール	500	5月14日(木)から 5月20日(水)まで	5月14日(木)から 5月20日(水)まで
	6月18日(木)	川越西文化会館	340		
	6月24日(水)	春日部市民文化会館 小ホール	400		
	6月25日(木)	熊谷市立文化センター文化会館	500	8月18日(火)から 8月24日(月)まで	8月18日(火)から 8月24日(月)まで
	9月16日(水)	春日部市民文化会館 小ホール	400		
	9月17日(木)	川越西文化会館	340		
	9月25日(金)	熊谷市立文化センター文化会館	500		
	12月3日(木)	埼玉会館 小ホール(午前) ※1	500	11月9日(月)から11月13日(金)まで ※1及び※3 令和9年1月4日(月)から1月8日(金)まで ※3 令和9年1月25日(月)から1月29日(金)まで ※3	11月9日(月)から11月13日(金)まで ※1及び※3 令和9年1月4日(月)から1月8日(金)まで ※3
2月18日(木)	埼玉会館 小ホール(午前) ※3	500			
その他の施設	7月2日(木)	熊谷市立文化センター文化会館	500	5月14日(木)から 5月20日(水)まで	5月14日(木)から 5月20日(水)まで
	7月3日(金)	久喜総合文化会館 小ホール	300		
	7月9日(木)	春日部市民文化会館 小ホール	400		
	7月10日(金)	埼玉会館 小ホール	500		
	7月16日(木)	川越西文化会館	340		
	7月17日(金)	狭山市市民会館 小ホール	340	8月18日(火)から8月24日(月)まで 9月7日(月)から9月11日(金)まで	8月18日(火)から 8月24日(月)まで
	10月19日(月)	川越西文化会館	340		
	10月21日(水)	熊谷市立文化センター文化会館	500		
	11月10日(火)	朝霞市民会館ゆめばれす 中ホール	430		
	11月11日(水)	サンシティ越谷市民 小ホール	480		
	12月3日(木)	埼玉会館 小ホール(午後) ※1	500	11月9日(月)から11月13日(金)まで ※1から※3 令和9年1月4日(月)から1月8日(金)まで ※2及び※3 令和9年1月25日(月)から1月29日(金)まで ※3	11月9日(月)から11月13日(金)まで ※1から※3 令和9年1月4日(月)から1月8日(金)まで ※2及び※3
	1月27日(水)	さいたま市文化センター ※2	340		
	2月18日(木)	埼玉会館 小ホール(午後) ※3	500		

(注) 講習会場は4ページの会場案内図をご覧ください。

(注) 「給油取扱所」に該当する施設は、ガソリンスタンド(自家用給油取扱所を含む。)に従事している方です。

(注) 開催日程等を変更する場合があります。埼玉連ホームページでご確認ください。

4. 講習時間及び科目

(1) 受付時間 6月から11月及び1月の講習受付は12時30分頃～13時(受付時間過ぎでの入場はできません。)

※12月と2月の午前〔給油取扱所〕の講習受付は9時～9時30分
午後〔その他の施設〕の講習受付は13時～13時30分

(2) 講習時間 6月から11月及び1月の講習時間は13時～16時

※12月と2月の午前〔給油取扱所〕の講習時間は9時30分～12時30分
午後〔その他の施設〕の講習時間は13時30分～16時30分

(3) 講習科目 危険物関係法令に関する事項(約1時間)
危険物の火災予防に関する事項(視聴覚教材含め約2時間)

5. 講習手数料 5,300円(非課税)

6. 申請方法

(1) 埼玉県電子申請・届出サービスから申請

① 埼玉県電子申請・届出サービスへのアクセス方法(詳しくは埼玉県消防課ホームページをご覧ください。)

次のアドレス又は二次元コードから埼玉県ホームページにアクセスし、注意事項確認の上「埼玉県電子申請・届出サービス」で受講申請及び受講手数料の支払いを行ってください。

アドレス:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/kikenbutuhoannkosyu3.html>
《埼玉県トップページ→暮らし・環境→防災・消防→消防→危険物取扱者保安講習の御案内》

※申請には「埼玉県電子申請・届出サービス」からのメールを受信できるメールアドレスが必要です。

② 受講手数料(5,300円)の支払方法

申請受付期間内に、メールで送付するURLから「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスし、クレジットカード、ペイジー(銀行ATM等での振込)又はコード決済でお支払いください。申請のみで期限内にお支払いのない場合、申請は受理されませんので、必ず期限内にお支払いください。

※電子納付では領収書は発行されません。申込内容照会から申込詳細画面を表示し、印刷又はPDFとして出力等したものを代用としてください。

③ 受講票データの交付(※ダウンロードした受講票を印刷して、必ず受講日にお持ちください。)

入金状況・申請内容に不備等がなければ申請が受理され、電子申請による受付期間終了後、受講票のアップロードに関するご案内のメールが送られますので、ダウンロードしてください。

二次元コード



(2) 各地区協会窓口での書面による申請(危険物取扱者保安講習受講申請書+納付書兼領収書を利用しての申請)

①申請に必要な書類等

「危険物取扱者保安講習受講申請書」及び「納付書兼領収書」は、「7.の各地区協会」及び「埼危連」並びに「埼玉県消防課」で配布します。

※「危険物取扱者保安講習受講申請書」は埼危連ホームページからダウンロードできます。印刷時はA4横サイズ両面印刷(短辺綴じる)に設定してください。(「納付書兼領収書」はダウンロードできません。)

②受講手数料(5,300円)の支払方法

「納付書兼領収書」を使用し、指定の金融機関窓口でお支払いください。

※郵便局、コンビニエンスストアでの支払いはできません。また納付書兼領収書以外ではお支払いできません。

③申請書等の提出方法

「危険物取扱者保安講習受講申請書」に必要事項を記入のうえ、裏面に「納付書兼領収書」(収入済印が押印されたもの)の原本(コピー可)をのりで貼ってください。(テープは使用しないでください。)

本人又は代理人が危険物取扱者免状(コピー可)を持参のうえ、3.の申請受付期間内に「7.の各地区協会」の窓口へ直接提出してください。

7. 各地区協会(書類等の配布及び申請受付場所)

6.(2)の各地区協会窓口での申請を希望する場合は、下表の各協会(消防本部内又は一部消防署内、さいたま市防災センター内)で申請してください。

※受付時間は、月曜から金曜日の9時30分から15時30分まで(祝日は除く)

地区協会名	電話番号	地区協会名	電話番号
上尾伊奈防火安全協会	048-775-1314	志木市保安防火安全協会	048-472-0812
朝霞市防火安全協会	048-463-1190	白岡市防火安全協会	0480-92-1502
入間市防火安全協会	04-2962-7257	杉戸町危険物防火安全協会	0480-33-6010
入間東部地区防火安全協会	049-261-6007	草加市防火協会	048-996-0660
桶川市防火安全協会	048-773-1190	秩父防火安全協会	0494-21-0121
春日部市危険物防火安全協会	048-738-3117	所沢市防火安全協会	04-2929-9121
加須市危険物防火安全協会	0480-61-1012	戸田市防火安全協会	048-420-2125
(公社)川口市防火安全協会	048-261-8375	新座市防火安全協会	048-478-1311
川越地区危険物防火安全協会	049-222-0744	西入間広域危険物防火安全協会	049-295-0254
北本市防火安全協会	048-592-5005	蓮田市防火安全協会	048-768-1109
行田市防火安全協会	048-550-2122	羽生市危険物防火安全協会	048-565-1234
久喜地区防火安全協会	0480-21-2712	飯能地方防火安全協会	042-974-7221
熊谷市防火安全協会	048-501-0118	比企地区危険物防火安全協会	0493-23-2268
鴻巣市防火安全協会	048-597-2005	日高市防火安全協会	042-974-7221
越谷市防火安全協会	048-974-0103	深谷寄居防火安全協会	048-571-0913
児玉郡市防火安全協会	0495-24-8392	三郷市防火安全協会	048-952-1298
(公社)さいたま市防火安全協会	048-640-3011	八潮市防火安全協会	048-996-0660
坂戸・鶴ヶ島防火安全協会	049-281-3117	吉川松伏防火安全協会	048-982-3919
幸手市危険物防火安全協会	0480-42-9118	和光市防火安全協会	048-461-7850
狭山市防火安全協会	04-2953-7113	蕨防火協会	048-441-0174

8. その他


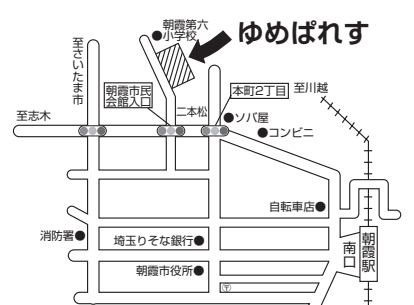


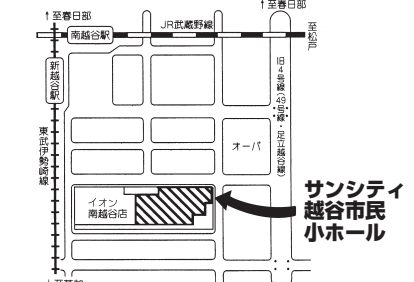

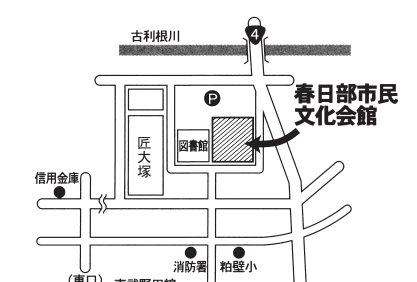
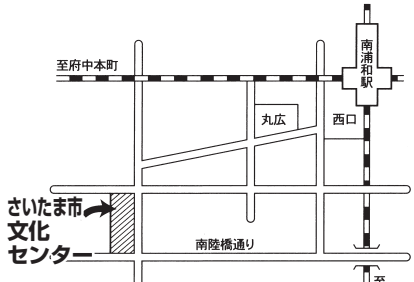
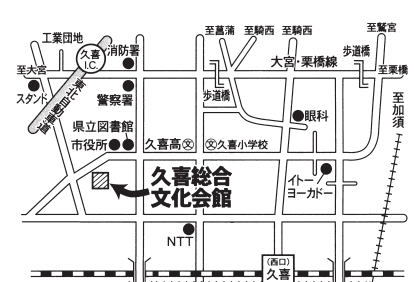
(1) 受付・申請に関する事項

- ①受付は会場定員に達し次第、締め切ります。
- ②受付後は申請書及び手数料はお返しできません。
- ③申請者及び講習種別の変更はできません。また講習日の変更は、原則としてできません。

(2) 講習当日に関する事項

- ①会場には、公共交通機関をご利用ください。
- ②受講票と危険物取扱者免状を持参してください。講習終了後、免状に講習修了印を押印いたします。
- ③遅刻及び無断で離席した場合、原則として受講修了と認めません。
- ④講習テキストは、講習会場で配付します。

保安講習 会場案内図

<p>埼玉会館 〒330-8518 さいたま市浦和区高砂3-1-4 ☎048(829)2471 浦和駅西口より徒歩6分</p> 	<p>朝霞市民会館・ゆめぱれす 〒351-0011 埼玉県朝霞市本町1-26-1 ☎048(466)2525 東武東上線朝霞駅南口徒歩12分</p> <p>ゆめぱれす</p> 	<p>川越西文化会館 〒350-0815 川越市鯨井1556番地1 ☎049(233)6711 東武東上線霞ヶ関駅北口より徒歩10分</p> 
<p>狭山市市民会館 〒350-1305 狭山市入間川2丁目33番1号 ☎04(2953)9101 狭山市駅西口より徒歩8分</p> 	<p>サンシティ越谷市民小ホール 〒343-0845 越谷市南越谷1-2876-1 ☎048(985)1111 新越谷駅・南越谷駅より徒歩3分</p> 	<p>熊谷市立文化センター文化会館 〒360-0036 熊谷市桜木町2丁目33番2号 ☎048(525)4553 熊谷駅南口より徒歩4分</p> 
<p>春日部市民文化会館 〒344-0062 春日部市粕壁東2丁目8番61号 ☎048(761)5811 春日部駅東口より徒歩11分</p> 	<p>さいたま市文化センター 〒336-0024 さいたま市南区根岸1丁目7番1号 ☎048(866)3171 南浦和駅西口より徒歩9分</p> 	<p>久喜総合文化会館 〒346-0022 久喜市下早見140番地1号 ☎0480(21)1799 久喜駅西口より徒歩15分</p> 

オンライン保安講習

職場や自宅のパソコン等（インターネット環境が整い通信可能な機器）を使用して保安講習を受講することができます。

詳しくは埼玉県危険物安全協会連合会又は一般財団法人全国危険物安全協会のホームページでご確認ください。

埼玉県危険物安全協会 ホームページ：<https://www.saikiren2007.or.jp/>



令和8年度（2026年度）危険物安全週間推進標語

つかみ取れ！めざす無事故の頂を

（一財）全国危険物安全協会ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp/>

《危険物取扱者免状の書換えのお願い》

免状の写真の書換え期日を過ぎてる方は、速やかに書換え手続きを行ってください。

氏名や本籍地が変更したときも免状の書換えが必要です。

詳しくは（一財）消防試験研究センター埼玉県支部へお問い合わせください。

TEL048-832-0747